

一 第一説

前回交渉委員より三番目まで選ばれる以外一名は交渉  
條件を八ヶ條の一部承認の方を求めた解決スルは未

一 第二説 (山崎案)

交渉委員ト云フモノヲ設ケス我々一同ヨリ工務部長ニ部  
下職工ノ就業方々嘆願スル所

附嘆願事項

出勤手当増額ノ件

(未決定)

一 出勤者 (十五日間)

五人分

一 一日出勤者 (3)

三人分

一 二日 (3)

二人分

一 第三説

昨日蛇の目ニ於テ決議セシ各工場長及任長カ全部委員トナリ

上交渉スル事

(七月二十日)

本社工務部工場長任長に二百五十名カ前日(21)総計二十日(22)共在  
汝の士ヲニ合会、関口信夫、任長トナリ十九日ノ決議ニ基キ各自部  
下職工ニ選立者ノ意見ヲ代表セルモノナルヲ馳レモ及労働会及会社側ノ  
意見ヲ上達リテ忌憚ラキ意見ヲ開陳スルモノナク結局採決ヲ投  
票スルニ向ヒタルニ前記オロク決議案ハ出席二百餘名中賛成者  
僅ニ二百五十名ニ止ル所且大多教ヲ以テ可決トタルオロク案又  
是亦未だ僅ニ二十票ニ止ル所ナラシメテオロク三票タル役員全可委員  
トナリ要承ノ一部ニテモ承認ヲ依頼シ因滿解決ヲ得ントスル  
ハ未だ大多教ヲ以テ可決セリ

社長任長尾崎ヲ委員トシ四職工團最高幹部ニ対シ「吾々工場長  
任長一同三百餘名全部委員トナリ段ニ要求セル条件中一計ナリ